

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の経営の安定を図るため、大津市と滋賀県公衆浴場業環境衛生同業組合大津支部との間に、滋賀県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長の立会いのもとに昭和56年9月8日付けで交換した覚書第2条の規定に基づき、滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部が実施する事業に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業及び交付限度額)

第2条 この要綱による公衆浴場利用確保事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 老人等を対象とする無料入浴日の設定事業
- (2) 柚子湯等の特別の湯の日の設定事業
- (3) 無料入浴券配布事業
- (4) 公衆浴場の経営安定のための研修及び啓発事業
- (5) 水質検査等の自主点検事業

2 補助金の交付額は、前項各号の事業費の合計額とする。ただし、その額が2,490,000円を超えるときは、2,490,000円とする。

(交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第6条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市公衆浴場利用確保事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市公衆浴場利用確保事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市公衆浴場利用確保事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市公衆浴場利用確保事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市公衆浴場利用確保事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市公衆浴場利用確保事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業実績収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（取消通知書）

第11条 規則第19条第4項による通知は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市公衆浴場利用確保事業補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付要綱（昭和58年6月10日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年6月20日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月20日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年度から平成28年度までの間における補助金の交付限度額は、第2条第2項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成26年度 4,300,000円

(2) 平成27年度 3,560,000円

(3) 平成28年度 2,880,000円

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

所在地

団体名

代表者名

㊟

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、公衆浴場利用確保事業補助金の交付について次のとおり別添関係書類を添えて申請します。

記

交付申請金額

円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業予算書

様式第2号（第4条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場利用確保事業補助金の交付について次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容の変更等をする場合は、大津市公衆浴場利用確保事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市公衆浴場利用確保事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けること。

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

様式第3号（第4条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場利用確保事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第5条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場利用確保事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第5号（第5条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場利用確保事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第6条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

所在地

団体名

代表者名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場利用確保事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
変更をする理由	
変更の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第6条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

所在地

団体名

代表者名

㊤

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場利用確保事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
中止（廃止）する理由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第7条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用
確保事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2
項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号（第7条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第7条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
承認しないことと 決定した理由	

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
承認しないことと 決定した理由	

様式第12号（第8条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 所在地

団体名

代表者名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場利用確保事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

1 交付決定金額 円

2 補助金の既交付金額 円

3 関係書類

(1) 事業実績報告書

(2) 事業実績収支決算書

(3) その他 領収書等事業実績の詳細が分かる書類

様式第13号（第9条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第10条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

団体名

代表者名

㊤

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった公衆浴場利用確保事業補助金
について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第11条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第16号（第12条関係）

大津市公衆浴場利用確保事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場利用確保事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。